

【諮問第89号】

12川公審第2号
平成12年4月17日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 多賀谷 一 照

公文書閲覧等請求に対する承諾処分（一部公開）に関する不服申立てについて（答申）

平成11年12月13日付け11川麻建第374号をもって川崎市長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する承諾処分（一部公開）に関する不服申立ての件について、次のとおり答申します。

審査会の結論

本件（平成 11 年 6 月 22 日付け川崎市長あて、都市計画法による開発許可関係書類及び宅地造成等規制法による許可関係書類の閲覧等請求に対する承諾処分（一部公開）に係る異議申立て事件）において対象とされた公文書（開発行為の施行等の同意書）については、平成 11 年 8 月 31 日付けで、同意書に添付されている印鑑証明を除き公開の決定がなされているので、本件異議申立ては法的利益が失われており、行政不服審査法第 47 条第 1 項の規定により却下することが妥当である。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 大西 千枝子

委員 小林 美智子

委員 多賀谷 一 照

委員 平松 雄 造

委員 安 富 潔